(府省名:内閣官房)

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|---|---|-----------|---|---|------------|------------|------------|----------|--|------------|---------------------------|
| 北朝鮮による拉致問題に係 る北朝鮮向けラジオ番組の 放送業務 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月1日 | BABCOCK COMMUN ICATIONS LIMITED BLUE FIN BUILDING,110 SOUTHWARK STREET,LONDON SE1 OTA,UK | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 21,423,675 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |
| 尚友会館1階及び2階清掃業 務 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社東洋ビルメンテ ナンス 東京都港区虎/門1 - 12 - 15 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 1,079,820 | | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | |
| 尚友会館の光熱水料 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | BMS株式会社 東京都千代田区神田小川 町2-5-1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | | 1,613,565 | | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 常和赤坂一丁目ビル光熱水料 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 常和不動産株式会社 東京都中央区日本橋本町 1-7-2 ニュー江戸橋 ビル4階 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | | 4,441,484 | | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 関西国際空港における水際 危機管理官室に係る事務室 の賃貸借・空調費 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 関西国際空港株式会社 大阪府泉佐野市泉州空港 北1番地 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 12,401,112 | 12,401,112 | 100.00 | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | |
| 成田国際空港における水際 危機管理官室に係る事務室 の賃貸借·空調費 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 成田国際空港株式会社 千葉県成田市成田国際空 港内NAAビル | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 5,638,440 | 5,638,440 | 100.00 | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | |
| 国会審議テレビ料 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | | 15,450,345 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 新聞等の購入 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1 - 7 - 10 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 45,548,636 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(=) | |
| 北朝鮮向け短波ラジオ「しお かぜ」における日本政府から のメッセージ送信の実施業務 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 特定失踪者問題調査会 東京都文京区後楽2-3 -8 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 10,435,761 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| 携帯電話使用料 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都豊島区東池袋3 - 16 - 3 アーバンネット池 袋ビル | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 29,673,209 | | | 当該案件は長期継続契約であり、 現時点で直ちに競争性のある契約 方式への移行が困難なため | (2) ≡(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |

(府省名:内閣官房)

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|--|---|-----------|--|---|-----------|------------|------------|----------|--|-------------------|----|
| TV情報サービス機器SPIDE R Proデータサービス利用 料 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社PTP 東京都新宿区新宿1 - 23 - 1 新宿マルネビル3F | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 1,512,000 | | | 行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため | (2) =(\(\sigma\) | |
| 平成24年度フィナンシャル・タ イムズの購入 | 支出負担行為担当官 会計担当內閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | フィナンシャル・タイムズ (ジャパン)リミテッド 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 7 NBF日比谷ピル | 会計法第20条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 2,539,200 | | | 行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため | (2) =(^) | |
| オックスフォードアナリティカ デイリーブリーフの受信 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社ジェイエスキュー ブ 東京都港区芝公園2 - 4 - 1ダヴィンチ芝パーク | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 5,866,056 | 5,866,056 | 100.00 | | 行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため | (2) =(^) | |
| 燃料電池車(5ドアステーションワゴンタイプ)の賃貸借 | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | トヨタ自動車株式会社 文京区後楽1 - 4 - 18 | 会計法第20条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 2,656,070 | | | 燃料電池車は、現在、2015年からの市販開始に向け、車両を有料で貸出、実証試験を行っているところである。現在、燃料電池車は量産化されていないため、生産コストが非常に高く、現状のリース契約ではない、このため、貸出しの実態は、固定客に限って行われており、一般競争入札行っても、決まったメーカーのみの入札にとどまっている。よって本契約は一般競争入札にはは、入和等監視委員会においても、実質的な競争環境が確保されていないのであれば、随意契約を検問で入れたはといる。との指摘を受けており、価格交換を受けてあり、価格を対して、適應要契約を検問すべきとの指摘を受けており、価格をでいる。 | (2) =(\(\lambda\) | |
| 国会↑Ⅴ通信料 | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋3 -10-10 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 5,556,600 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| 新聞社情報の取得 | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | 株式会社時事通信 東京都中央区銀座5-15 -8 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 11,642,400 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| 新聞社情報の取得 | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | 社団法人共同通信社 東京都港区東新橋1-7 -1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 10,206,000 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |

(府省名:内閣官房)

| (桁首右:内) | B) II (//) | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------|--|---|-----------|---------------|------------|--------------|---|----------------|---------------------------|
| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
| ERDAS製品ソフトウェア保守 | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | 株式会社パスコ衛星事業 部 東京都目黒区東山2 - 8 - 10目黒ビル別館 | 会計法第20条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 1,832,250 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| ラヂオプレス・ニュース資料 の取得 | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | - 8 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 18,048,000 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |
| ネットワーク・カメラ・システム 一式の借入・保守(再リース) | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 13,649,832 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |
| 波長分割多重伝送装置の借入(その2)(再リース) | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | 昭和リース株式会社 東京都江東区東雲1 - 7 - 12 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 18,480,000 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| 水道料(中央センター) | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | 東京都水道局 東京都新宿区西新宿2- 8-1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 4,309,950 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 三(口) | |
| 電話料 | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | 東日本電信電話株式会社 コンシューマ事業推進本部 東京都新宿区西新宿3- 19-2 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 7,126,967 | | | 当該案件は長期継続契約であり、 現時点で直ちに競争性のある契約 方式への移行が困難なため | (2) 三(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 情報収集衛星地上システム 用電子計算機等一式の借入 (その3)(再リース) | 支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 丸井博 東京都新宿区市谷本村町9-13 | 平成24年4月2日 | | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 非公表 | 5,113,604,160 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| 独立行政法人通則法の一部 を改正する法律案 穴あり | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年5月7日 | 独立行政法人 国立印刷 局 東京都港区虎/門2 - 2 - 4 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 1,360,000 | 1,360,000 | 100.00 | | 本法律案の印刷は閣議決定後に国 会審議に付すためのものであり、内 閣府設置法第4条第3項第37号に規 定する内閣所管の機密文書に該当 し、その印刷等にあたっては、祭第1 「行政法人国立印刷局法第11条第1 項第5号の規定により同法人が行う こととされているため | (2) JA | |
| 法律案(FD) | 支出負担行為担当官 会計担当内閣参事官 日下正周 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年5月7日 | 独立行政法人 国立印刷 局 東京都港区虎/門2 - 2 - 4 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在 しないため | 6,480,000 | 6,480,000 | 100.00 | | 本法律案の印刷は閣議決定後に国 会審議に付すためのものであり、内 閣府設置法第4条第3項第37号に規 定する内閣所管の機密文書に該当 し、その印刷等にあたっては、独立 行政法人国立印刷局法第11条第1 項第5号の規定により同法人が行う こととされているため | (2) <i>J</i> \ | |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|---|-----------|---|---|-----------|------------|-------------------|----------|--|------------|---------------------------|
| 消費者委員会事務局に係る 事務室の清掃業務 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月1日 | 株式会社三菱地所プロパ ティマネジメント 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 1,625,832 | 1,625,832 | 100.00 | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | |
| 食品安全委員会事務局に係 る駐車場の賃貸借 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都干代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月1日 | 株式会社三菱地所プロパ ティマネジメント 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 2,879,976 | 2,879,976 | 100.00 | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | |
| 野口英世アフリカ賞医学研究分野推薦委員会の運営 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 独立行政法人日本学術振 興会 東京都千代田区麴町5-3 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 27,139,848 | | | 本業務を遂行するために必要不可 欠な要件は、 医学研究に関する専 門知識、研究情報を有し、かつ、内 外の大学、研究機関等とのネット ワークを有すること、 国際的な顕 彰業務の運営実績があること、 子媒体による候補者推薦資料の送 受システムが整備されていることで あり、これらを満たす能力を有するも のが他に存在しないため。 | 原則によらない | |
| 食品安全委員会事務局に係 る事務室の清掃業務 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社三菱地所プロパ ティマネジメント 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 7,708,320 | 7,708,320 | 100.00 | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | |
| 赤坂パークビル光熱水料 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社三菱地所プロパ ティマネジメント 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,384,724 | | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 森ビル光熱水料 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 森ビル株式会社 東京都港区六本木6 - 10 - 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,278,210 | | | 当該調達は、独占的なものであり、 競争できないため | (2) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 携帯電話使用料 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都豊島区東池袋3 - 1 6 - 3 アーパンネット池袋 ビル | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 16,585,871 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現 時点で直ちに競争性のある契約方 式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 熟使用料(有明の丘公園) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3 - 6 - 11 TFTビル東館7階 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 11,867,784 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| ガス料金(迎賓館) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 東京ガス株式会社港区海 岸1 - 5 - 20 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 25,401,106 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|---|---|-----------|---|---|-----------|------------|------------|----------|--|------------|---------------------------|
| ガス料金(本府庁舎) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 東京ガス株式会社港区海 岸1-5-20 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 9,128,323 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 水道料金(迎賓館) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 東京都水道局新宿区西新宿2-8-1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 22,222,627 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 水道料金(永田町) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 東京都水道局新宿区西新宿2-8-1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,855,213 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 水道料金(本府庁舎) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松員 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 東京都水道局新宿区西新宿2-8-1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 12,174,219 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 朝日ニュースターによる情報 提供 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松員 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社テレビ朝日 東京都港区六本木6-9- 1 森タワー16階 経理局 財務部 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,260,000 | | | 行政目的を達成する為に不可欠な 特定の情報であり、当該情報を提供 する者が他に存在しないため | (2) ≡(∧) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 英語有線テレビ番組等の映 像情報の提供(庁舎分担) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松員 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社日本ケ - ブルテレビジョン 東京都渋谷区神宮前1 - 3 - 10 BS(コロンブス)7F | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 2,510,976 | 2,510,976 | 100.00 | | 行政目的を達成するために不可欠な特定情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの | (2) ≡(∧) | |
| 国家公務員ICカード等発行 管理・入退館システム等保守 業務 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | NTIコミュニケーションズ株 式会社 東京都千代田区内幸町1 -1-6 | 会計法第29条の3第4項 必要とする物品又はサービスの提 供者が他に存在しないため | 非公表 | 15,330,000 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |
| 出退情報表示システムの運 用及び保守業務 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松賈 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | セイコ - タイムシステム株 式会社 東京都江東区福住2 - 4 - 3 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 3,276,000 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |
| 平成24年度フィナンシャル・タ イムズの購入 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | フィナンシャル・タイムズ (ジャパン)リミテッド 東京都千代田区内幸町1 -1-7 NBF日比谷ピル | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 1,481,200 | | | 行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため | (2) ≡(∧) | |
| 内閣府本府仮設庁舎及び庁 舎別館のトイレ洗浄殺菌装置 等の保守業務 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貫 東京都干代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 日本カルミック株式会社 東京都千代田区九段南1 -5-10 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 1,742,358 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|------------------------------------|---|-----------|---|--|------------|------------|------------|----------|---|------------|---------------------------|
| 燃料電池車(普通乗用タイプ)の賃貸借 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 本田技研工業株式会社 埼玉県和光市本町8-1 | 会計法第29条の3第4I頁 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 5,040,000 | | | 燃料電池車は、現在、2015年からの市販開始に向け、車両を有料で貸出、実証試験を行っているとる。現在、燃料電池車は量産化されていないため、生産コストが非常に高く、現状のリース契約では全いっため、貸出しの実態は、固定等入札行っても、決立のではい、一般競争入札にとびまっても、大力が一分のみの人札にとびまっている。よって本契約については、入札等監視場のはのはいても、実質的な競争環境が確保されていないのであれば、随意会においても、実質的な競争環境が確保されていないのであれば、受けており、価格交渉を行いつつ、随意契約によることが国にとって有利である。 | (2) =(^) | |
| 遺棄化学兵器処理事業に関する詐欺事件に係る被害額 の回収等業務 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 小林総合法律事務所 東京都千代田区麹町1-6 -9 DIK麹町ビル3階 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 2,100,000 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |
| 赤坂迎賓館庭園管理業務 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 東光園緑化株式会社 東京都渋谷区恵比寿南3 - 7 - 5 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 34,891,813 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| CNNJによる情報提供 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貫 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社日本ケ - ブルテレビジョン 東京都渋谷区神宮前1 - 3 - 10 BS (コロンブス)7F | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 7,560,000 | 7,560,000 | 100.00 | | 行政目的を達成する為に不可欠な 特定の情報であり、当該情報を提供 する者が他に存在しないため | (2) =(^) | |
| NHK放送受信料 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貫 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 日本放送協会 渋谷区神南2 2 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 10,255,275 | 10,255,275 | 100.00 | | 行政目的を達成する為に不可欠な 特定の情報であり、当該情報を提供 する者が他に存在しないため | (2) =(^) | 契約は他負担感 (内閣官房)を含 む |
| 国会審議テレビ料 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貴 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | KDDi株式会社東京都新宿区西新宿2-3-2 KDD!ビル | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 17,636,330 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 信書の送達 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貫 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | 郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 2 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 14,328,787 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(八) | |
| 新聞等の購入 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松寶 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月2日 | | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 36,088,308 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(=) | |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|---|-----------|---|--|---------|---------------|-------------------|--------------|--|------------|---------------------------|
| 武漢移動式処理事業(環境 パックグラウンド調査) | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項 予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 14,716,198 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 遺棄化学兵器の保管業務 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項 予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 224,625,452 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 遺棄化学兵器処理事業顧問 団の配置等業務 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項 予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 120,917,543 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 石家荘移動式処理事業にお けるダイオキシン土壌調査 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項 予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 3,250,598 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 石家荘移動式処理事業にお ける医療設備の調達 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項 予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 101,765,442 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 中国各地における遺棄化学 兵器の発掘・回収事業 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 处長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項 予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 2,050,408,682 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| CNN映像情報の受信 | 分任支出負担行為担当官 迎賓館京都事務所長 本間誠 京都市上京区京都御苑23 | 平成24年4月2日 | 株式会社日本ケーブルテレビジョン 東京都渋谷区神宮前1-3 | 、会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 3,780,000 | | | 行政目的を達成する為に不可欠な 特定の情報であり、当該情報を提供 する者が他に存在しないため | (2) =(^) | |
| BBC映像情報の受信 | 分任支出負担行為担当官 迎賓館京都事務所長 本間誠 京都市上京区京都御苑23 | 平成24年4月2日 | BBCワールドジャパン株式 会社 東京都港区赤坂4-9-1 7赤坂第1ビル7階 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 3,780,000 | | | 行政目的を達成する為に不可欠な 特定の情報であり、当該情報を提供 する者が他に存在しないため | (2) =(^) | |
| ガス料金(京都迎賓館) | 分任支出負担行為担当官 迎賓館京都事務所長 本間誠 京都市上京区京都御苑23 | 平成24年4月2日 | 大阪ガス株式会社 大阪府大阪市中央区平野 町4-1-2 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 6,874,924 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 水道料金(京都迎賓館) | 分任支出負担行為担当官 迎實館京都事務所長 本間誠 京都市上京区京都御苑23 | 平成24年4月2日 | 京都市上下水道局 京都市南区東九条東山王 町12番地 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 5,945,717 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 三(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------------|--|-----------|--|---|-----------|------------|------------|----------|---|------------|---------------------------|
| 京都迎賓館庭園保全管理業務 | 分任支出負担行為担当官 迎賓館京都事務所長 本間誠 京都市上京区京都御苑23 | 平成24年4月2日 | 公益財団法人 京都市都市緑化協会京都府京都市東山区円山町463番地 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 44,100,000 | | | 伝統技能を活用して作成された庭園 の趣旨及び作庭者の意匠を継承し た日本庭園を維持する必要があるた め | 原則によらない | |
| 信書の送達 | 支出負担行為担当官 内閣府政策統括官(科学技術政策・ イ/ベーション担当) 泉紳一郎 東京都千代田区霞が関3-1-1 | 平成24年4月2日 | 郵便事業株式会社 東京都中央区銀座8-20 -26 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,049,310 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(N) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 信書の送達 | 支出負担行為担当官 経済社会総合研究所次長 堀田繁 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 郵便事業株式会社銀座支 店 東京都中央区銀座8 - 20 - 26 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,092,200 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(N) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度世界貿易分析協 会年会費 | 支出負担行為担当官 経済社会総合研究所次長 堀田繁 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | パウディー大学 West Lafayette, IN 47907 USA | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 1,591,650 | 1,591,650 | 100.00 | | 当該調達は、特許権、著作権等を使用する者であり、特定の供給者によってのみ供給が可能であるため | (2) =(^) | |
| サイエンスダイレクトの使用 | 支出負担行為担当官 経済社会総合研究所次長 堀田繁 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | エルゼピア・ピー・ブイ サ イエンス・アンド・テクノロ ジー オランダ王国アムス テルダムラーダヴェヒ29 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 1,074,225 | 1,074,225 | 100.00 | | 当該調達は、特許権、著作権等を使用する者であり、特定の供給者によってのみ供給が可能であるため | (2) =(^) | |
| 国民経済計算(SNA)関連資料の保管業務 | 支出負担行為担当官 経済社会総合研究所次長 堀田繁 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 三菱倉庫株式会社東京支 店 東京都中央区新川1-28 -24 | 会計法第29条の3第4項、予算決算 及び会計令第99条第8号 保管・運搬その他につき最も好適な 条件を有する者であるため | | 2,678,867 | | | 保管・連搬その他につき最も好適な 条件を有する者であり、かつ、毎年 度に保管庫を変更することによる費 用の増大をさけるため(ただし、市場 の変化等により公募を行う。) | (2) П | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 南スーダン国際平和協力業 務に係るアサンテホテルの賃 貸借 | 支出負担行為担当官 国際平和協力本部事務局長 羽田浩二 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | Hotel Asante New Air port Highway,Juba - Southern Sudan | 会計法第29条の3第4J頁 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 7,730,964 | 7,730,964 | 100.00 | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | 原則によらない | |
| 人道救援物資の保管管理等 業務 | 支出負担行為担当官 国際平和協力本部事務局長 羽田浩二 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月2日 | 三井倉庫株式会社 東京都港区西新橋3-20 -1 | 会計法第29条の3第4項、予算決算 及び会計令第99条第8号 保管・運搬その他につき最も好適な 条件を有する者であるため | | 8,516,796 | | | 人道救援物資の保管及び管理業務 の実施に必要な倉庫を継続して借り 上げる必要があるため | 原則によらない | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| ガス料金 | 支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤敦 東京都港区六本木7 - 22 - 34 | 平成24年4月2日 | 東京ガス株式会社 東京都港区海岸1 - 5 - 2 0 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 3,832,671 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) Ξ(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 水道料金 | 支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤敦 東京都港区六本木7 - 22 - 34 | 平成24年4月2日 | 東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8 -1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,371,243 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|--|-----------|--|---|------------|------------|-------------------|----------|--|--------------------------------|---------------------------|
| 電話料金 | 支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤敦 東京都港区六本木7-22-34 | 平成24年4月2日 | 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-1 9-2 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,571,975 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度電子入札システム監視支援業務委託契約 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 財団法人日本建設情報総 合センター 東京都港区赤坂7-10- 20 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 9,131,619 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) $\mathcal{A}(\mathcal{N})$ | |
| 平成24年度電子入札システムセンター賃貸借契約 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 丸紅情報システムズ株式 会社 東京都渋谷区渋谷3-12 -18 渋谷南東急ビル | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 36,773,100 | 36,773,100 | 100.00 | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) $\mathcal{A}(\mathcal{N})$ | |
| 平成24年度朝日新聞(東京) 外11紙の購入 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 本土新聞那覇東部販売所沖縄県那覇市銘苅1 - 8 - 17 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 1,792,404 | 1,792,404 | 100.00 | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(=) | |
| 信書の送達 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 郵便事業株式会社 沖縄県那覇市東町26-2 9 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 11,294,465 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(N) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度行政情報サービス「JAMP」契約 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 1,260,000 | 1,260,000 | 100.00 | | 行政目的を達成するために不可欠 な特定情報であり、当該情報を提供 する者が他に存在しないため | (2) =(^) | |
| 宅地建物取引業免許事務処 理システム電算処理等業務 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 財団法人不動産適正取引推進機構 東京都港区虎/門3-8- 21 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 1,671,898 | 1,671,898 | 100.00 | | 左記財団は、本システムの開発を行い、システムのハード・ソフトの両面に習熟しており、また、本システムと一体的な管理・運営を行っている宅地建物取引行免許事務等処理システムの運用・管理について、宅地建物取引量を許権者間(国土交通省及び都道府県)において、同財団を「管理・運営機関」とする取り決めがされていることから、本業務を処理させることのできる唯一の団体であるため | (2) =(^) | |
| 平成24年度那覇第2地方合 同庁舎電気料金 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5-2- 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 51,258,735 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 三(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度那覇第2地方合 同庁舎水道料金 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 那覇市 沖縄県那覇市おもろまち1 - 1 - 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 5,626,670 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|--|---|-----------|---|---|---------|------------|-------------------|----------|--|------------|---------------------------|
| 平成24年度那覇第2地方合 同庁舎電話料金 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場 町3-15 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 17,689,259 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度国家公務員IC カード等発行管理・入退館システム等保守業務 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月2日 | NTTコミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1 -1-6 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 9,166,500 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| 平成24年度 携帯電話料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵直 沖縄県那覇市港町2-8-14 | 平成24年4月2日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田町 2-11-1 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,803,922 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度 嘉手納国道出 張所 電気料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵直 沖縄県那覇市港町2-8-14 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5-2- 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 2,319,001 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度 那覇空港自動 車道出張所 電気料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵直 沖縄県那覇市港町2-8-14 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5-2- 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 2,052,499 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度 南部国道事務 所庁舎 電気料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵直 沖縄県那覇市港町2-8-14 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5-2- 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 10,397,576 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度 与那原維持出 張所 電気料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵直 沖縄県那覇市港町2-8-14 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5-2- 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,655,181 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度 電話料金(その1) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵直 沖縄県那覇市港町2-8-14 | 平成24年4月2日 | 西日本電信電話株式会社 沖縄支店 沖縄県浦添市城間4-3 5-1 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 2,416,516 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電話使用料(県内) | 分任支出負担行為担当官代理 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園 事務所総務課長 座喜味博司 沖縄県国頭郡本部町字石川424 | 平成24年4月2日 | 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場 町3-15 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,013,670 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電話料(携帯・衛星) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 上原勇賢 沖縄県名護市大北4-28-34 | 平成24年4月2日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田町2 - 11 - 1 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,041,467 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|---|-----------|---|---|---------|------------|-------------------|----------|--|------------|---------------------------|
| 電話料(ソフトパンクテレコム パートナーズ) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 上原勇賢 沖縄県名護市大北4-28-34 | 平成24年4月2日 | ソフトバンクテレコムパート ナーズ株式会社 東京都港区東新橋1-9- | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,427,575 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電気料(うるま支店) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 上原勇賢 沖縄県名護市大北4-28-34 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社うるま支 店 沖縄県うるま市具志川字江 洲358-2 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 20,857,758 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) □(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電気料(名護支店) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 上原勇賢 沖縄県名護市大北4-28-34 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社名護支店 店沖縄県名護市東江5丁目1 2-27 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 50,180,448 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電気料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾·空港整備 事務所長 酒井洋一 沖縄県那覇市港町2-6-11 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港5-2- 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 6,468,628 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 携帯電話料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾·空港整備 事務所長 酒井洋一 沖縄県那覇市港町2-6-11 | 平成24年4月2日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東京都千代田区永田町2 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,344,139 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) □(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電話料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾·空港整備 事務所長 酒井洋一 沖縄県那覇市港町2-6-11 | 平成24年4月2日 | 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場 町3-15 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 2,626,903 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現 時点で直ちに競争性のある契約方 式への移行が困難なため | (2) □(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 庁舎電気料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム統合管理 事務所長 平良正光 沖縄県名護市大北3-19-8 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社名護支 店 沖縄県名護市東江5 - 12 - 27 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 2,835,407 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 三(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 携帯電話料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム統合管理 事務所長 平良正光 沖縄県名護市大北3-19-8 | 平成24年4月2日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田町2 - 11 - 1山王パークタワー | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,557,345 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 三(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電話料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム統合管理 事務所長 平良正光 沖縄県名護市大北3-19-8 | 平成24年4月2日 | 西日本電信電話株式会社 沖縄支店 沖縄県浦添市城間4 - 35 - 1 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,512,725 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電気料金(億首出張所外) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム事務所長 北牧正之 沖縄県名護市大北3-19-8 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社うるま支 店 沖縄県うるま市具志川字江 洲358-2 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 48,976,139 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|--------------------|--|-----------|---|--|-----------|-----------|------------|----------|---|------------|---------------------------|
| 電気料金(庁舎) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム事務所長 北牧正之 沖縄県名護市大北3-19-8 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社名護支店沖縄県名護市東江5丁目1 2-27 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 9,490,964 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、単価契約のため記載せず |
| 電話料金(庁舎・億首) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム事務所長 北牧正之 沖縄県名護市大北3-19-8 | 平成24年4月2日 | 西日本電信電話株式会社 沖縄支店 沖縄県浦添市城間4-3 5-1 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,052,674 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現 時点で直ちに競争性のある契約方 式への移行が困難なため | (2) Ξ(□) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電気料(その1) | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局平良港湾事務所長 知花包信 沖縄県宮古島市平良字西里7-21 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 所在地:沖縄県浦添市牧港5-2-1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,703,877 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電気料金 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局石垣港湾事務所長 林健太郎 沖縄県石垣市美崎町1-10 | 平成24年4月2日 | 沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港五丁目 2番1号 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 2,141,013 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度宿舍賃貸借契約 | 分任契約担当官 沖縄総合事務局土地改良総合事務 所長 高居和弘 沖縄県豊見城市字伊良波622 | 平成24年4月2日 | 株式会社キャリア・プラン 沖縄県浦添市港川2-2-3 | 会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者である ため | 1,680,000 | 1,680,000 | 100.00 | | 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者であり、 かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(た だし、市場変化等により公募を行 う。) | (2) | |
| 平成24年度土地の賃貸借契 約 | 分任契約担当官 沖縄総合事務局土地改良総合事務 所長 高居和弘 沖縄県豊見城市字伊良波622 | 平成24年4月2日 | 個人のため非公表 | 会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者である ため | 2,589,348 | 2,589,348 | 100.00 | | 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者であり、 かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(た だし、市場変化等により公募を行 う。) | (2) 🛘 | |
| 平成24年度宿舍賃貸借契約 | 分任契約担当官 沖縄総合事務局土地改良総合事務 所長 髙居和弘 沖縄県豊見城市字伊良波622 | 平成24年4月2日 | 有限会社総合計画 沖縄県石垣市浜崎町2-6- 11 | 会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者である ため | 816,000 | 816,000 | 100.00 | | 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者であり、 かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(た だし、市場変化等により公募を行 う。) | (2) П | |
| 平成24年度庁舎賃貸借契約 | 分任契約担当官 沖縄総合事務局土地改良総合事務 所長 高居和弘 沖縄県豊見城市字伊良波622 | 平成24年4月2日 | 有限会社フォーラム環 沖縄県石垣市字真栄里 340-7 | 会計法第29条の3第4I頁 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者である ため | 4,200,000 | 4,200,000 | 100.00 | | 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者であり、 かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(ただし、市場変化等により公募を行う。) | (2) П | |
| 平成24年度宿舎賃貸借契約 | 分任契約担当官 沖縄総合事務局土地改良総合事務 所長 高居和弘 沖縄県豊見城市字伊良波622 | 平成24年4月2日 | 有限会社八重山ホーム 沖縄県石垣市字平得117- 30 | 会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者である ため | 828,000 | 828,000 | 100.00 | | 建物等の位置・面積・設備等につき 最も好適な条件を有する者であり、 かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(た だし、市場変化等により公募を行 う。) | (2) П | |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|--|-----------|--|---|---------|------------|------------|----------|--|----------------|---------------------------|
| 携帯電話料金 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中野則夫 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成24年4月2日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町 2-11-1 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 3,076,327 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 港湾WAN回線契約 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中野則夫 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成24年4月2日 | KDDi株式会社 東京都新宿区西新宿2- 3-2 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 34,824,504 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 建設行政WAN用専用回線 使用料 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中野則夫 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成24年4月2日 | NTTコミュニケーションズ株 式会社 松山市山越3丁目15-15 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 3,932,424 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 電話料金(県内)その3 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中野則夫 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成24年4月2日 | 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場 町3-15 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため | | 1,627,373 | | | 当該案件は長期継続契約であり、現 時点で直ちに競争性のある契約方 式への移行が困難なため | (2) 二(口) | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 平成24年度 官報公告料 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中野則夫 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成24年4月2日 | 独立行政法人国立印刷局東京都港区虎/門2-2-4 | 会計法第29条の3第4項 必要とする物品又はサービスの提 供者が他に存在しないため | | 2,962,050 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) / \ | 予定価格は、 単価契約のため 記載せず |
| 遺棄化学兵器廃棄処理事業 用防護衣の検査・整備等 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月5日 | 東洋紡績株式会社 東京都品川区東五反田2 - 10 - 2 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 19,208,385 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) =(^) | |
| 平成24年度拉致被害者等生活相談等事務委託(小浜市) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月5日 | 福井県小浜市 福井県小浜市大手町6 - 3 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,123,000 | | | 北朝鮮当局によって拉致された被害 者等の支援に関する法律第6条に、 国または地方公共団体が拉致被害 者等に対し必要な助言、日本語習得 を援助すること等必要な施策を講ず るものと定められているため | 原則によらない | |
| 平成24年度拉致被害者等生活相談等事務委託(柏崎市) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松頁 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月5日 | 新潟県柏崎市 新潟県柏崎市中央町5 - 5 0 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 348,000 | | | 北朝鮮当局によって拉致された被害 者等の支援に関する法律第6条に、 国または地方公共団体が拉致被害 者等に対し必要な助意、日本語習得 を援助すること等必要な施策を講ず るものと定められているため | 原則によらない | |
| 平成 2 4年度拉致被害者等生活相談等事務委託(佐渡市) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松頁 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月5日 | 新潟県佐渡市 新潟県佐渡市千種233 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 3,774,000 | | | 北朝鮮当局によって拉致された被害 着等の支援に関する法律第6条に、 国または地方公共団体が拉致被害 者等に対し必要な助意、日本語習得 を援助すること等必要な施策を講ず るものと定められているため | 原則によらない | |

| · | <u> </u> | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|---|--|------------|---------------|-------------------|----------|---|------------|----|
| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
| 平成24年度拉致被害者等生活相談等事務委託(新潟県) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月5日 | 新潟市 新潟市中央区新光町4 - 1 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 2,300,000 | | | 北朝鮮当局によって拉致された被害 者等の支援に関する法律第6条に、 国または地方公共団体が拉致被害 者等に対し必要な助言、日本語習得 を援助すること等必要な施策を講ず るものと定められているため | 原則によらない | |
| 平成24年度拉致被害者等生活相談等事務委託(福井県) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月5日 | 福井市 福井市大手3 - 17 - 1 | 会計法第29条の3第4I頁 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | | 1,709,000 | | | 北朝鮮当局によって拉致された被害 若等の支援に関する法律第6条に、 国または地方公共団体が拉致被害 者等に対し必要な助言、日本語習得 を援助すること等必要な施策を講ず るものと定められているため | 原則によらない | |
| ハルバ嶺地区発掘・回収施 設(基礎以外の部分の設備) の建設 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月5日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 1,964,722,208 | | | 外国政府との契約であるため | (2) 1(0) | |
| 石家荘移動式処理事業(模 擬弾製作) | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月5日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 53,013,613 | | | 外国政府との契約であるため | (2) 1(0) | |
| 石家荘処理場用地の借用 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月5日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 27,629,672 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(口) | |
| ハルバ嶺事業関連施設管 理・運営等(管理棟の施設保 全) | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月5日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 48,857,712 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(口) | |
| ハルパ嶺地区発掘・回収施 設(基礎以外の部分の建築) の建設 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月5日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 501,521,792 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(口) | |
| 沖縄復帰40周年記念式典の 実施に関する経費の負担契 約 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月5日 | 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1 - 2 - 2 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 37,050,000 | 37,050,000 | 100.00 | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) 1(11) | |
| 褒章(賜)等の彫刻 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月6日 | 株式会社中杉 港区西新橋2 13 4 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 2,693,162 | | | 勲章及び褒章等の栄典の授与は、 国家又は公共に対する功労、あるい は社会の各分野における優れた行 いを顕彰する重要な制度であり、天 皇の国事行為とされている。 上記のような特殊性に鑑み、勲章等 の製造については競争になじまない ため | 原則によらない | |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------------|--|-----------|---|--|------------|---------------|------------|----------|--|------------|----|
| 勲記・章記の購入 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月6日 | 独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎/門2 - 2 - 4 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 51,562,770 | | | 勲章及び褒章等の栄典の授与は、 国家又は公共に対する功労、あるい は社会の各分野における優れた行 いを顕彰する重要な制度であり、天 皇の国事行為とされている。 上記のような特殊性に鑑み、勲章等 の製造については競争になじまない ため | 原則によらない | |
| 勲章等の製造購入(上半期) | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月6日 | 独立行政法人造幣局 大阪府大阪市北区天満1 - 1 - 79 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 1,118,718,304 | | | 勲章及び褒章等の栄典の授与は、 国家又は公共に対する功労、あるい は社会の各分野における優れた行 いを顕彰する重要な制度であり、天 皇の国事行為とされている。 上記のような特殊性に鑑み、勲章等 の製造については競争になじまない ため | 原則によらない | |
| 南京移動式廃棄事業(きい剤 補給容器処理に関する計画 作成) | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月6日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 3,135,034 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 翻訳及び通訳業務 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月6日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 27,067,771 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(口) | |
| 遼源保管庫の空気浄化装置 設置工事 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月6日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 30,828,618 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 平成24年度企業情報提供業 務 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中野則夫 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 | 平成24年4月6日 | 財団法人建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 2,835,000 | 2,835,000 | 100.00 | | 左記財団が、行政目的を達成するために必要不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な唯一の機関であるため | (2) =(∧) | |
| 平成24年度道路情報に関する業務 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 中調報 中 中 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 | 平成24年4月6日 | 財団法人日本道路交通情報センター東京都千代田区飯田橋1-5-10 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 12,068,000 | 12,068,000 | 100.00 | | 左記財団は、設立について建設大臣から閣議に報告され、了承された財団であり、全集できる道路交通情報を領するとともに、提供業務についても当該業務に関する基礎的情報を有するとともに、提供業務についても当該業務に関する基礎的情報を有る機関であり、全国合地に設置している管下組織から電話、テレビ、ラジオ等の複数媒体を介して広く一般利用者に対し情報を提供している法人であり、本業務を遂行できる唯一の機関であるため | (2) =(^) | |
| 平成24年度 国家公務員等 の身分証カードの購入 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松頁 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月9日 | NTTコミュニケーションズ株 式会社 東京都千代田区内幸町1 -1-6 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 5,927,250 | | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) ≡(∧) | |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|---|---|------------|---|--|-----------|-------------|-------------------|----------|--|------------|----|
| 中国各地における遺棄化学 兵器の発掘・回収事業事前 準備作業 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月9日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 51,684,232 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(口) | |
| 北方領土隣接地域振興啓発 事業 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年4月10日 | 北方領土隣接地域振興対 策根室管内市町連絡協議 会 北海道根室市常盤町2 - 2 7 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 40,000,000 | | | 本事業の実施に当たり、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会が最も効率的かつ効果的に実施できる団体であることがあきらかであるため | 原則によらない | |
| 石家荘移動式処理事業(準 備工事(管理施設建屋等)) | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月16日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 156,513,614 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 石家荘移動式処理事業(準 備工事(敷地造成、処理設備 基礎等)) | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月16日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 244,463,244 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 南京移動式処理事業(「廃棄物処理設備」の中国輸入等 に関する諸手続きの実施) | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月16日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 34,077,410 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 琿春市英安林場における道 路造成工事 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年4月16日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 183,749,834 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(ロ) | |
| 平成24年度位置境界明確化 調查等委託費 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年4月19日 | 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1-2- 2 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 7,814,000 | 7,814,000 | 100.00 | | 本事業は、沖縄県の区域内における 位置境界不明地域内の各筆の土地 の位置境界の明確化等に関する特 別措置法第25条及び同法施行令第 16条の規定により沖縄県知事に事 務を委任することと定められているた め | (2) イ(二) | |
| 龍井保管庫の補修工事 | 分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島明彦 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館 | 平成24年5月10日 | 中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号 佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学 兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝 | 会計法第29条の3第5項、予算決算 及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府) | 非公表 | 20,097,720 | | | 外国政府との契約であるため | (2) イ(口) | |
| 遺棄化学兵器廃棄処理事業 に必要な特殊型防護マスク 等の購入 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松貢 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年5月11日 | 興研株式会社 東京都千代田区四番町7 番地 | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 25,175,368 | | | 受注者は、当該物品の日本国内に おける販売権を有する唯一の者であ るため | (2) =(^) | |

| 契約の名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びに 所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び所在地 | 随意契約によることとした会計 法令の根拠条項及び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 (%) | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 財務大臣通知根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------------|--|------------|--|---|-----------|------------|------------|----------|--|------------|----|
| 借料 | 支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤敦 東京都港区六本木7 - 22 - 34 | 平成24年5月11日 | 仙台国際センター仙台市指 定管理者 財団法人仙台国際交流協 会 宮城県仙台市青葉区青葉 山 | 会計法第29条の3第4項 日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されている ため | 4,069,900 | 4,069,900 | 100.00 | | 日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されている ため | (2) イ(八) | |
| 第25回ニュートリノ·宇宙物理 国際会議会場借料 | 支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 齋藤敦 東京都港区六本木7 - 22 - 34 | | 財団法人京都府民総合交 流事業団 京都府京都市南区東九条 下殿田町70京都テレサ | 会計法第29条の3第4項 日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されている ため | 1,253,981 | 1,253,981 | 100.00 | | 日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されている ため | (2) 1(N) | |
| 海技資格制度事務処理シス テムの機器賃貸借及びシス テム移行等 | 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長事務取扱 竹井嗣人 沖縄県那覇市おもろまち2 - 1 - 1 | 平成24年6月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 3,291,435 | 3,291,435 | 100.00 | | 他に、当該サービスを提供すること が可能な者が存在しないため | (2) = | |
| 自動物質検出警報装置(RAI D-M100)の購入 | 支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 小松頁 東京都千代田区永田町1-6-1 | 平成24年6月15日 | | 会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他 に存在しないため | 非公表 | 55,440,000 | | | 受注者は、当該物品の日本国内に おける販売権を有する唯一の者であ るため | (2) =(^) | |